

斐伊川水系
宍道湖北西域河川整備計画

平成16年12月

島 根 県

目次

	ページ
1. 斐伊川水系宍道湖北西域の概要	1
2. 対象区間及び期間	2
2. 1 対象区間	2
2. 2 対象期間	2
3. 河川整備計画の目標に関する事項	3
3. 1 洪水、高潮等による災害の発生防止又は軽減に関する事項	3
3.1.1 過去の洪水概要、治水事業の沿革	3
3.1.2 洪水による災害発生防止と軽減に関する目標	6
3. 2 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する事項	6
3.2.1 過去の渇水概要、水利用の状況	6
3.2.2 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する目標	7
3. 3 河川環境の整備と保全に関する事項	7
3.3.1 河川環境の現状と人々との関わり	7
3.3.2 河川環境の整備と保全に関する目標	8
4. 河川の整備の実施に関する事項	9
4. 1 河川工事の目的、種類及び施行の場所並びに 当該河川工事の施行により設置される河川管理施設の機能の概要	9
4.1.1 河川工事の目的、種類及び施行の場所	9
4.1.2 当該河川工事の施行により設置される河川管理施設の機能の概要	10
4. 2 河川の維持の目的、種類及び施行の場所	19
5. 河川の整備を総合的に行うために必要なその他の事項	20

【1. 斐伊川水系宍道湖北西域の概要】

1. 斐伊川水系宍道湖北西域の概要

宍道湖北西域は、出雲平野の北東部に位置し、平田市から出雲市にかけての島根半島に連なる山々を源とする圏域です。圏域内の支川では、平田船川、論田川、苧藻谷川の一级河川が直接宍道湖に注いでいます。このうち、平田船川は平田市北部の摺木山の西方を源とし、途中、水谷川、金山川をあわせ平田市街地を東流した後、平田天神川、東郷川、多久川、湯谷川を合流し宍道湖に注ぐ、河川延長 11.4km、流域面積 48.8km²の河川です。論田川は平田船川流域の南側に隣接して平野部の水田地帯を東方に流れ、宍道湖に注ぐ河川で、また苧藻谷川は平田船川流域の東側に隣接し、鍋池山を源として宍道湖へ注ぐ河川です。これらの河川は、斐伊川の東流（寛永 16 年、1639 年）以降、斐伊川の「川違」による新田開発等により、幾度も流れを変えながら現在に至っています。

平田船川及び苧藻谷川の上流部は、山裾及び丘陵地が砂岩・泥岩などの堆積岩で、山頂付近は頁岩及び流紋岩などで形成されています。また、各河川の中～下流部にあたる平野部のほとんどは、第四紀の沖積層で礫・砂・泥の堆積物からなっています。植生では、平地部は水稻を中心とした農地がほぼ全域を占めており、山地部ではアカマツ、シイ・カシ等が広く分布しています。

気候は、日本海型気候区に属しており、冬と夏に降水量が集中する特徴があります。年間平均気温は約 15℃と比較的温暖であり、年間平均降水量は約 2,000mm で、6～9月の梅雨前線の北上及び台風による集中豪雨に見舞われることが多く、冬季には強い北西の季節風が吹きます。このため、季節風から家屋を守る防風林が「築地松」と呼ばれ、散居集落の特徴的な景観を形成しているため、宍道湖沿岸は「ふるさと島根の景観づくり条例」に基づく宍道湖景観形成地域の「築地松散居集落ゾーン」に指定されています。

また、圏域内の旅伏山周辺にはホンシュウジカが生息しており、圏域の西方に隣接する鱒淵寺周辺ではクマタカ、ハヤブサ、ヤイロチョウなどの貴重種が確認されています。河口部の宍道湖周辺は、水鳥類にとって絶好の生息環境が広がり多くの動物の生息地となっています。

平田船川及び湯谷川の中流部は、平田市の社会・経済の基盤をなす中心市街地となっており、その周辺には農地が広がっています。北部の山地・丘陵地は豊かな森林を育み、「宍道湖北山県立自然公園」の一部をなし、湯谷川上流にはスダジイ、タブノキ等の照葉樹林が「保全すべき特定植物群落（島根県）」に選定されています。

圏域の大部分を占める平田市は、近世中期から木綿・米などを主要産物として発達してきました。斐伊川の河口に近く宍道湖の西岸に位置する平田市は、古くから水上交通の要所として、江戸時代から明治初期にかけて木綿の集散地として栄えました。平田船川沿いの「妻入り土蔵造り」の町並みや「日本陣記念館」は当時の繁栄を偲ばせます。現在では、高度成長期以降、第一次産業従事者が激減し、第二次・第三次産業従事者が激増しています。第二次産業は製造業を中心に誘致企業が大きな役割を担っており、第三次産業はサービス業をはじめ急速な成長を遂げています。

平田市では、過去において度重なる被害をもたらしてきた平田船川の改修と調整を図りながら、人口・資産の集中する市街地の新しい町づくりによる定住化対策や高規格道路建設による「宍道湖・中海地域集積圏」の経済・文化の活性化・地域連携及び河下港開発などの地域開発が計画され、今後の発展が期待されています。

2. 対象区間及び期間

2.1 対象区間

斐伊川水系宍道湖北西域河川整備計画における対象区間は、表-2.1 に示した法河川の全ての区間です。

表-2.1 対象区間一覧

河川名	対象区間	河川名	対象区間
平田船川	斐伊川（宍道湖）合流点から 11.4km	久多見川	平田船川合流点から 2.0km
湯谷川	平田船川合流点から 8.3km	平田天神川	平田船川合流点から 0.6km
新懸水川	湯谷川合流点から平田船川分流点までの 0.5km	船川放水路	平田船川合流点から 1.0km
多久川	平田船川合流点から 2.5km	釜山川	平田船川合流点から 1.0km
多久谷川	平田船川合流点から 2.3km	水谷川	平田船川合流点から 2.4km
東郷川	平田船川合流点から 3.8km	論田川	斐伊川（宍道湖）合流点から 3.0km
野石谷川	東郷川合流点から 2.5km	新瀬谷川	斐伊川（宍道湖）合流点から 2.66km

対象区間位置を図-2.1 に示します。

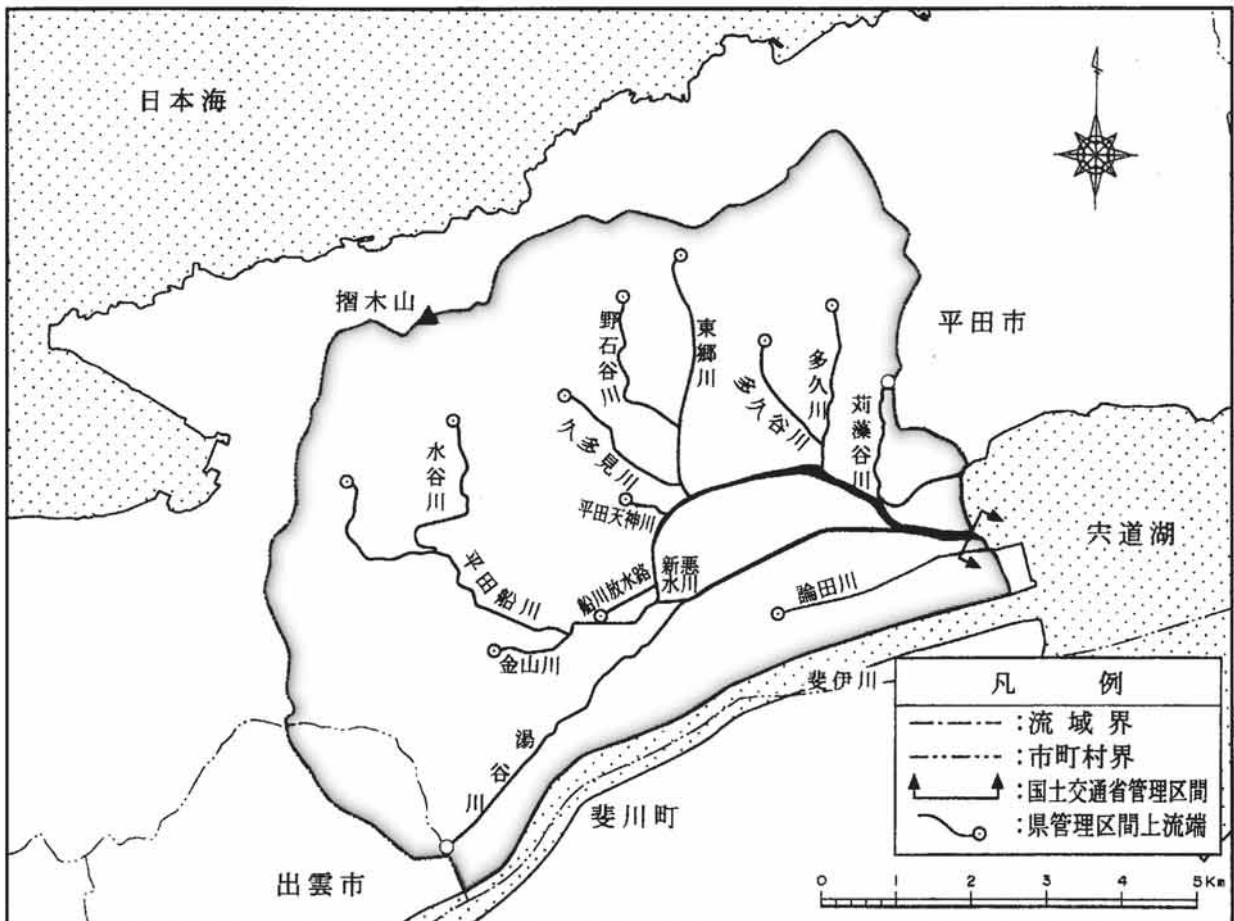


図-2.1 対象区間位置図 (S=1/100,000)

2.2 対象期間

斐伊川水系宍道湖北西域河川整備計画における、河川整備の対象期間は概ね20年間です。

3. 河川整備計画の目標に関する事項

3.1 洪水、高潮等による災害の発生防止又は軽減に関する事項

3.1.1 過去の洪水概要、治水事業の沿革

宍道湖北西域の平野部は、斐伊川の「平田川違（貞享4年、1687年）」による陸地形成以降、地盤が低く、各河川とも勾配が緩やかであり、しかも宍道湖水位の影響を受けるため、浸水被害が多発する地域となっています。このため、これまでも様々な治水対策に取り組んできました。

宍道湖からの浸水被害対策は、農林事業による船川排水機場（昭和42年）と、昭和44年から昭和63年にかけての国の事業等による湖岸堤の整備により完了しました。

平田市市街地の治水対策は、昭和39年7月の大出水を契機として昭和43年から河川改修に着手し、二十余年の歳月をかけ平田船川及びその支川の拡幅、築堤及び護岸等を実施してきました。この間、昭和47年7月、昭和56年6月と甚大な被害を受け、特に昭和56年6月の梅雨前線豪雨により市街地を含む平野部は一面の泥海と化し、床上浸水412棟、床下浸水851棟、被害総額約11億円にのぼる甚大な被害を受けました。このため、昭和56年度からは河口から市街地までの間において、拡幅、築堤、護岸等の河川改修を実施してきました。

現在では、平田市市街地を含む上流区間において河川断面の不足による浸水被害が解消されない状況にあるため、平成5年度より市街地周辺の拡幅、築堤及び護岸工事の改修を行ってきましたが、近年の平成9年7月にも平田船川、湯谷川を中心に、床上浸水5棟、床下浸水399棟、総被害額7億円の被害が発生しています。

一方、論田川では昭和58年度からの土地改良事業、苅藻谷川では災害復旧による河川改修により概ね整備が完了しています。

過去の主要な洪水とその日雨量（平田観測所）及び被害状況を表-3.1.1に示します。

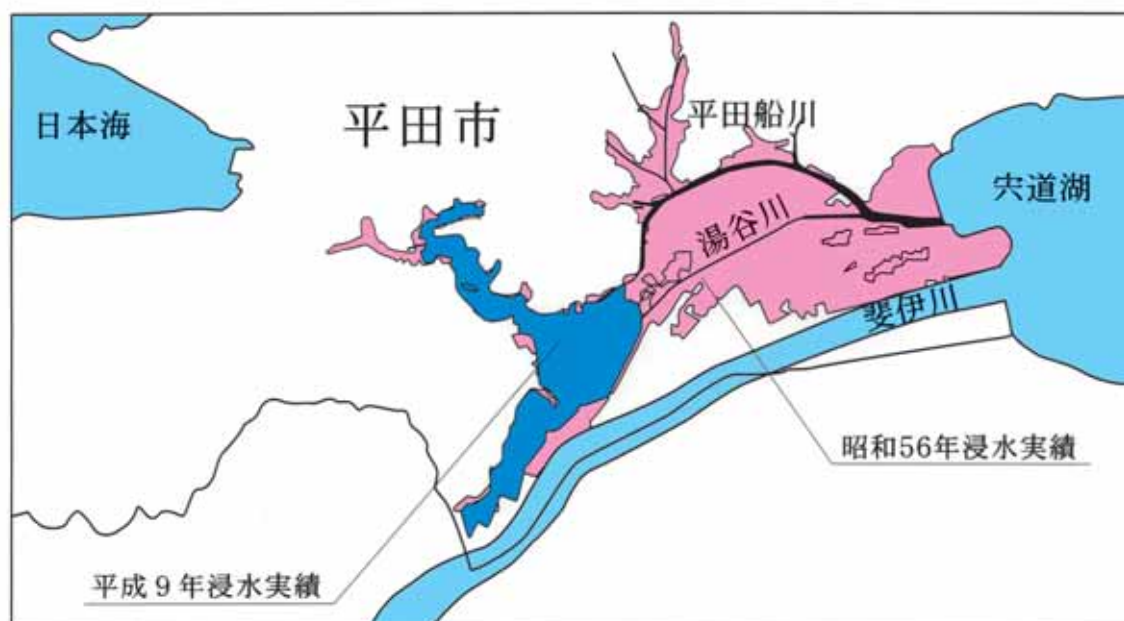


図-3.1.1 浸水区域図

表-3.1.1 過去の主要な洪水とその被害

年月	成因	被害状況等
昭和39年7月	山陰北陸梅雨前線豪雨	<ul style="list-style-type: none"> ・日雨量 265 mmを記録（平田農業気象観測所） ・被害総額：1億8500万円 ・平田船川；農地浸水248ha、宅地浸水51ha、半壊床上浸水761棟、床下浸水671棟 ・湯谷川；農地浸水148ha、宅地浸水52ha、半壊床上浸水520棟、床下浸水1,077棟
昭和40年7月	梅雨前線	<ul style="list-style-type: none"> ・日雨量 117 mmを記録（平田農業気象観測所） ・被害総額：1億2000万円 ・平田船川；農地浸水408ha、宅地浸水31ha、半壊床上浸水6棟、床下浸水279棟 ・湯谷川；農地浸水137ha、宅地浸水24ha、半壊床上浸水7棟、床下浸水357棟
昭和46年7月	台風13号	<ul style="list-style-type: none"> ・日雨量 158 mmを記録（平田農業気象観測所） ・被害総額：3億5000万円 ・平田船川、湯谷川；農地浸水3,432ha、宅地浸水2,482ha、全壊流失48棟、床上浸水48棟、床下浸水1,201棟 ・他、多久川、多久谷川、野石谷川、水谷川、金山川、東郷川、苅藻谷川、久多見川で被害
昭和47年7月	梅雨前線	<ul style="list-style-type: none"> ・日雨量 259 mmを記録（平田農業気象観測所） ・被害総額：11億6000万円 ・平田船川、論田川；農地浸水2,056ha、宅地浸水500ha、全壊流失6棟、床上浸水1,158棟、床下浸水1,226棟 ・他、湯谷川、多久川、多久谷川、野石谷川、東郷川、苅藻谷川、久多見川、水谷川で被害
昭和50年8月	梅雨前線	<ul style="list-style-type: none"> ・日雨量 62 mmを記録（平田農業気象観測所） ・被害総額：1億600万円 ・平田船川、湯谷川、多久川、多久谷川、東郷川、苅藻谷川、久多見川、水谷川、平田天神川で被害
昭和56年6月	梅雨前線	<ul style="list-style-type: none"> ・日雨量 203 mm（時間雨量 28.0 mm）を記録（平田観測所[国土交通省]） ・被害総額：10億8000万円 ・平田船川；農地浸水150ha、宅地浸水80ha、床上浸水7棟、床下浸水73棟 ・湯谷川；農地浸水415ha、宅地浸水111ha、床上浸水405棟、床下浸水778棟
平成5年6月	梅雨前線	<ul style="list-style-type: none"> ・日雨量 140 mm（時間雨量 35.0 mm）を記録（平田観測所[国土交通省]） ・被害総額：1,900万円 ・平田船川；宅地浸水0.2ha、床下浸水2棟 ・湯谷川；農地浸水0.9ha、宅地浸水3.3ha、床下浸水32棟 ・東郷川；宅地浸水0.1ha、床下浸水1棟 ・他、多久川、多久谷川で被害
平成7年7月	梅雨前線	<ul style="list-style-type: none"> ・日雨量 132 mm（時間雨量 44.0 mm）を記録（平田観測所[国土交通省]） ・被害総額：1億7500万円 ・平田船川；床下浸水6棟 ・多久川；床下浸水1棟 ・東郷川；床下浸水4棟 ・他、多久谷川、野石谷川、苅藻谷川で被害
平成8年6月	梅雨前線	<ul style="list-style-type: none"> ・日雨量 159 mm（時間雨量 25.0 mm）を記録（平田観測所[国土交通省]） ・被害総額：700万円 ・平田船川；床下浸水6棟 ・湯谷川；床下浸水5棟 ・東郷川；床下浸水1棟 ・他、平田天神川、野石谷川で被害
平成9年7月	梅雨前線	<ul style="list-style-type: none"> ・日雨量 206 mm（時間雨量 44.0 mm）を記録（平田観測所[国土交通省]） ・被害総額：6億6000万円 ・平田船川；宅地浸水0.6ha、床上浸水3棟、床下浸水112棟 ・湯谷川；農地浸水0.7ha、宅地浸水1.5ha、床上浸水2棟、床下浸水283棟 ・多久谷川；農地浸水0.1ha、床下浸水1棟 ・東郷川；床下浸水3棟 ・他、苅藻谷川で被害

出典：「水害統計 建設省」、「気象月報（水文気象）」、アメダス 日本気象協会」等

【3. 河川整備計画の目標に関する事項】



昭和 56 年 6 月洪水（平田船川、湯谷川合流点付近）



平成 9 年 7 月洪水（西平田町、国富町）

写真-3.1.1 被害状況の写真

3.1.2 洪水による災害発生の防止と軽減に関する目標

宍道湖北西域では、近年大きな被害をもたらした平成9年7月相当の降雨による洪水に対して、家屋の浸水被害を防ぎます。

表-3.1.2 過去の主要な洪水の実績雨量

発生年月日	成 因	実績雨量 (mm)		
		1 時間雨量	3 時間雨量	日雨量
昭和 39 年 7 月	梅雨前線	37.5	66.5	265.0
昭和 47 年 7 月	梅雨前線	33.0	89.5	259.0
昭和 56 年 6 月	梅雨前線	28.0	69.0	203.0
平成 8 年 6 月	梅雨前線	25.0	60.0	159.0
平成 9 年 7 月	梅雨前線	44.0	95.0	206.0

注1) 日雨量は昭和15年～平成10年までの資料（平田農業気象観測所、国土交通省平田観測所）

注2) 1時間及び3時間雨量は昭和39年～平成10年までの資料（国土交通省平田、東観測所）

注3) 太字数値は最大値を示す。

3.2 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する事項

3.2.1 過去の渇水概要、水利用の状況

宍道湖北西域における人々と川との係わりは古く、豊富な水量を有する斐伊川・宍道湖の恩恵を受け、農業用水、舟運、漁業をはじめとして、人々の生活基盤を支えてきました。現在では舟運の廃止等により、主に480haの農業用水として利用されています。また、この他に斐伊川本川から国富樋、三か村樋、翠井手樋、浜井手樋、灘分樋の5カ所で取水されており、約1,200haの水田を潤した後、平田船川等に排水されています。

しかし、夏場には斐伊川の最下流に位置するため、頻繁に用水が不足し、汽水湖である宍道湖の塩分により塩害が発生するなど多くの問題を抱えていることから、平田船川流域では、「出雲風土記」にも記されているように古くから数多くのため池が設けられ、安定した用水の確保として現在でも重要な役割を果たしています。近年では、平成2年、平成4年、平成6年、平成12年に農業用水が不足したことから、上流の市町より「見舞い水※1」を受けています。中でも平成6年の渇水では、農作物を中心に大きな被害を受けたため、「斐伊川水系水利組合」により7月16日から8月23日にかけての38日間にわたり「番水※2」が実施されました。

平田船川には漁業権が設定されており、エビ・ウナギ・コイ・フナなどを対象としたカゴ漁・投網漁が行われています。また水道用水は、平田市においては井戸を中心に水資源開発が進められており、平成6年の渇水においても断水や給水制限に至りませんでした。今後も、安全でおいしい水の安定供給に努められています。

※1 出雲市、斐川町などの関係市町村で組織する「出雲市外三市町村斐伊川水系水利組合」により、斐伊川上流部の取水樋門（水門）を閉じるなどして下流にある平田市に水を送ること

※2 江戸時代に始まる水不足時の対応、各関係市町に公平に水がわたるよう順番に取水する仕組み

【3. 河川整備計画の目標に関する事項】

平田船川の代表地点（大日橋地点^{だい にちばし ちてん}）における平成2年から平成11年までの10カ年の流況を表-3.2.1に示します。なお、大日橋地点における流況は、島根県気象月報（出雲地域気象観測所）の降雨量から再現計算により推定した値です。

表-3.2.1 流況（日平均流量） (m³/s)

	豊水	平水	低水	渇水	最小	年平均
大日橋地点 (流域面積:10.6km ²)	0.434	0.263	0.142	0.011	0.005	0.398
豊水：1年を通じて95日はこれを下らない流量 平水：1年を通じて185日はこれを下らない流量 低水：1年を通じて275日はこれを下らない流量 渇水：1年を通じて355日はこれを下らない流量 最小：1年を通じて最小の流量 年平均：日平均流量の1年の総計を当年日数で除した流量						

注) 昭和63年度に島根県農林水産部耕地課が実施した「斐伊川左岸地区農業用水対策測量・調査・設計業務委託報告書」の成果より、平田船川流域のタンクモデルの常数を引用し、平成2年から平成11年までの10年間について再現計算を行った結果です。

3.2.2 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する目標

渇水時においては、水利用者等との調整を図りながら河川の適正な利用に努めます。

また、流水の正常な機能の維持に必要な流量については、流況、流水の占用、流水の清潔の保持、動植物の生息地または生育地の状況等の把握に努め、今後、調査・検討のうえ定めるものとします。

3.3 河川環境の整備と保全に関する事項

3.3.1 河川環境の現状と人々との関わり

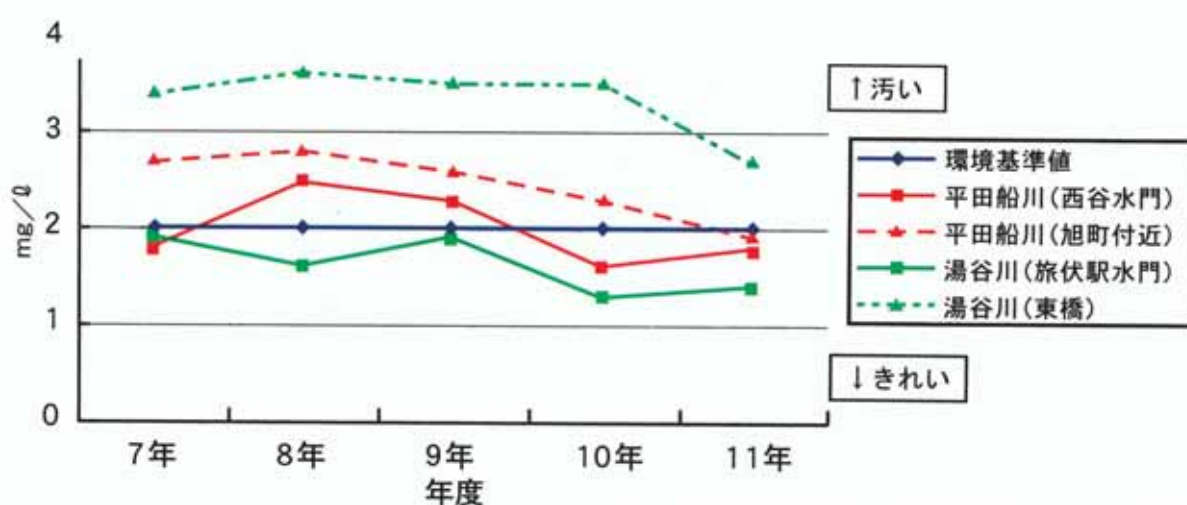
平田船川では、水辺の動植物の良好な生息・生育環境と自然景観に配慮した河川改修を実施しており、魚釣りや植物の観察など子供をはじめとするだれもが水辺に降りられるよう、安全で親しめる河川空間の整備を進めています。平田天神川との合流点には、親水護岸とあわせて天神親水公園が整備されており、カヌー教室、大会等をはじめ地域の住民に利用されています。また、平田市において、七夕まつり等のイベント広場やテニスコート等の各種施設とあわせて親水公園の計画が進められています。一方、市街地を流れる湯谷川は、平田市の歴史・文化を背景として親水性・景観に配慮した整備に努めています。特に、舟運で栄えた昔の風景が残る平田船川の沿川においては、平田船川の歴史を踏まえた川並の保全と景観の形成を目的に、地域主体の「川並保全基本計画^{かわなみほぜんきほんけいかく}」が策定されています。

河川をとりまく環境として、平田船川及び支川の上流部にはアカマツやシイ・カシ等が自生し、特に湯谷川上流部の出雲市東^{ひがし}林木町^{やしぎちよう}には、「自然環境保全基礎調査」に基づいて「保全すべき特定植物群落」に選定された照葉樹林があります。また、この周辺の山地には約250頭（平成10年調査）ほどのホンシュウジカが生息し、島根県における唯一の個体群として注目されています。中流部の平田市市街地から下流部の田園地帯を流れる河川には、フナ、オイカワ、モツゴ等が、また下流部の汽水域にはボラ、スズキ、マハゼ等の魚類が生息し、宍道湖との関わりの中で多様な生息・生育環境が形成さ

れています。

平田船川及び湯谷川では、平成7年度から生活環境に関する環境基準がA類型に指定され、各基準地点で継続的に水質観測が実施されています。平成11年度では、湯谷川の下流域を除く区間で環境基準が達成され、水質改善の傾向がみられます。また、平田市では生活排水対策推進計画を策定し、水質改善対策が進められており、湯谷川の支川京塚川（市管理）^{きやうづかがわ}では水路での直接浄化のための生活排水汚濁水路浄化施設が設置されています。

このように、宍道湖北西域の河川においては、地域住民と行政が協力して良好な河川空間の整備に努めます。



出典：島根県環境生活部 公共用水域・地下水水質測定結果

図-3.3.1 環境基準点 BOD の推移

注) BOD(生物化学的酸素要求量)とは、バクテリアが水中の有機物を酸化するのに要する酸素量で、数値が高いほど川が汚れていることを表しています。環境基準値は県が河川ごとに定めた人の健康と生活環境を守るための目標値です。平田船川、湯谷川では BOD が 2 mg/l に定められています。

3.3.2 河川環境の整備と保全に関する目標

流域全体において、下水道管理者などの関係機関と連携し官民一体となった水質浄化対策により河川水質の保全及び改善を図り、流水の清潔の保持に努めます。

河川整備を行う際には、隙間の空いた木杭・自然石等の自然素材を採用し、魚のすみかを確保する等、動植物の生息・生育環境に配慮した川づくりを行うとともに、川や地域の個性を生かした親水護岸の整備を図り、人々が親しめる河川空間の整備に努めます。

また、周辺住民の生活環境への配慮はもとより、自然環境への影響に対しても工事内容及び保全対象に応じて対策を行い、良好な河川環境を保全します。

【4. 河川の整備の実施に関する事項】

4. 河川の整備の実施に関する事項

4.1 河川工事の目的、種類及び施行の場所並びに

当該河川工事の施行により設置される河川管理施設の機能の概要

4.1.1 河川工事の目的、種類及び施行の場所

圏域としての治水安全度を向上させるため、平田船川は平田市平田町字外島地先から西郷町地先において河道改修を行います。また、湯谷川は平田船川合流点から国富町地先、新悪水川放水路は湯谷川合流点から国富町地先において河道改修を行います。

これらの工事により、近年において大きな被害をもたらした平成9年7月相当の降雨による洪水から平田市市街地の家屋の浸水被害を解消します。

河川工事を実施する施行の場所及び種類は表-4.1.1のとおりです。また、施行位置図を図-4.1.1に示します。

表-4.1.1 施行の場所及び河川工事の種類

河川名	施行の場所	河川工事の種類
平田船川	平田市平田町字外島～平田市西郷町地先	河道改修
湯谷川	平田船川への合流点～平田市国富町地先	河道改修
新悪水川放水路	湯谷川への合流点～平田市国富町地先	河道改修

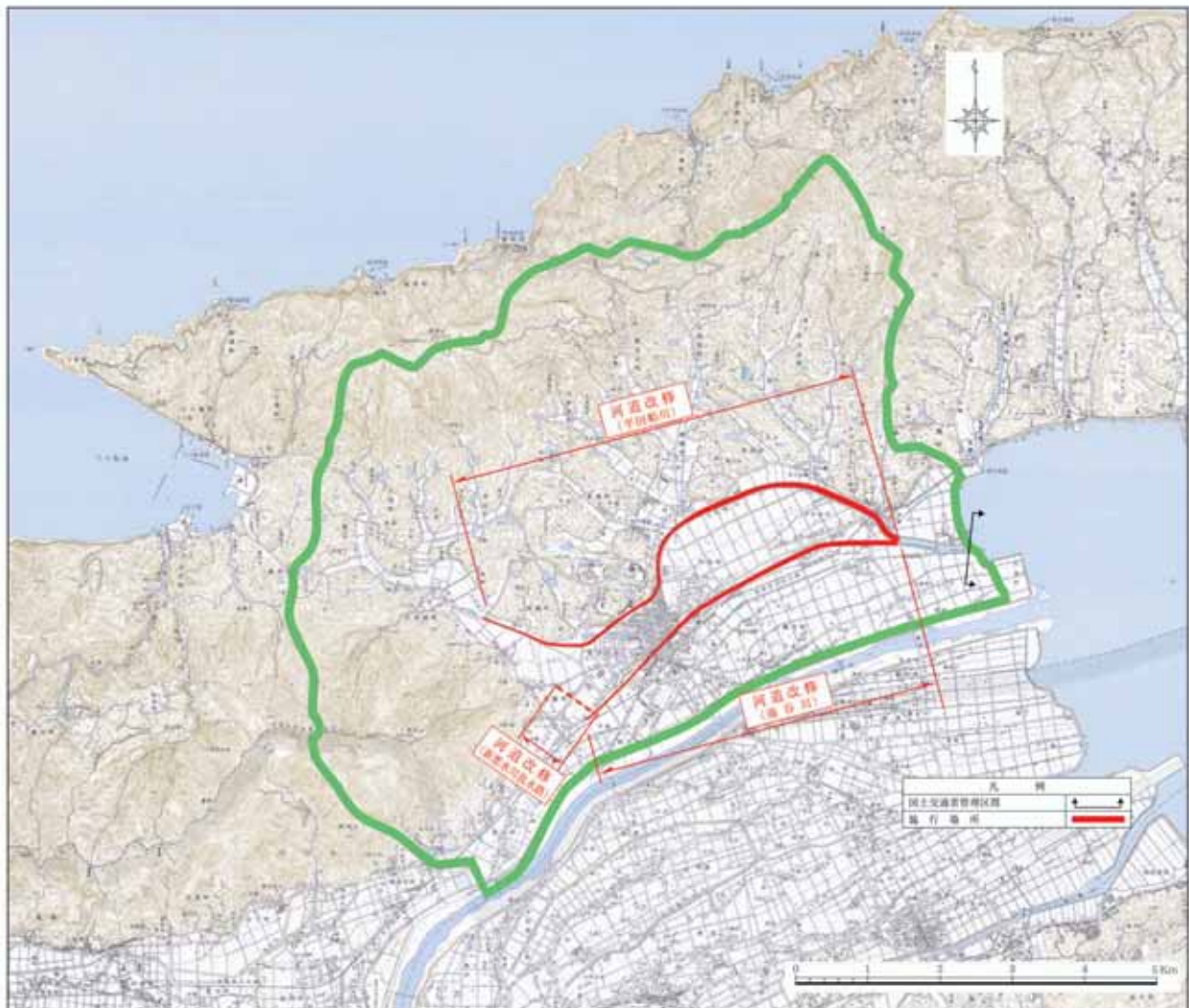


図-4.1.1 施行位置図 (S=1:100,000)

4.1.2 当該河川工事の施行により設置される河川管理施設の機能の概要

(1) 平田船川の河道改修

平田船川は想定氾濫区域が広範囲に及ぶため、近年大きな被害をもたらした平成9年7月降雨を踏まえ、10年に1回程度発生する降雨（時間雨量53mm）による洪水を安全に流下させるため、河川の拡幅、河床の掘削及び築堤をすることにより流下能力を確保し、沿川の家屋の浸水被害を防ぎます。

流量配分図を図-4.1.2(1)に示します。

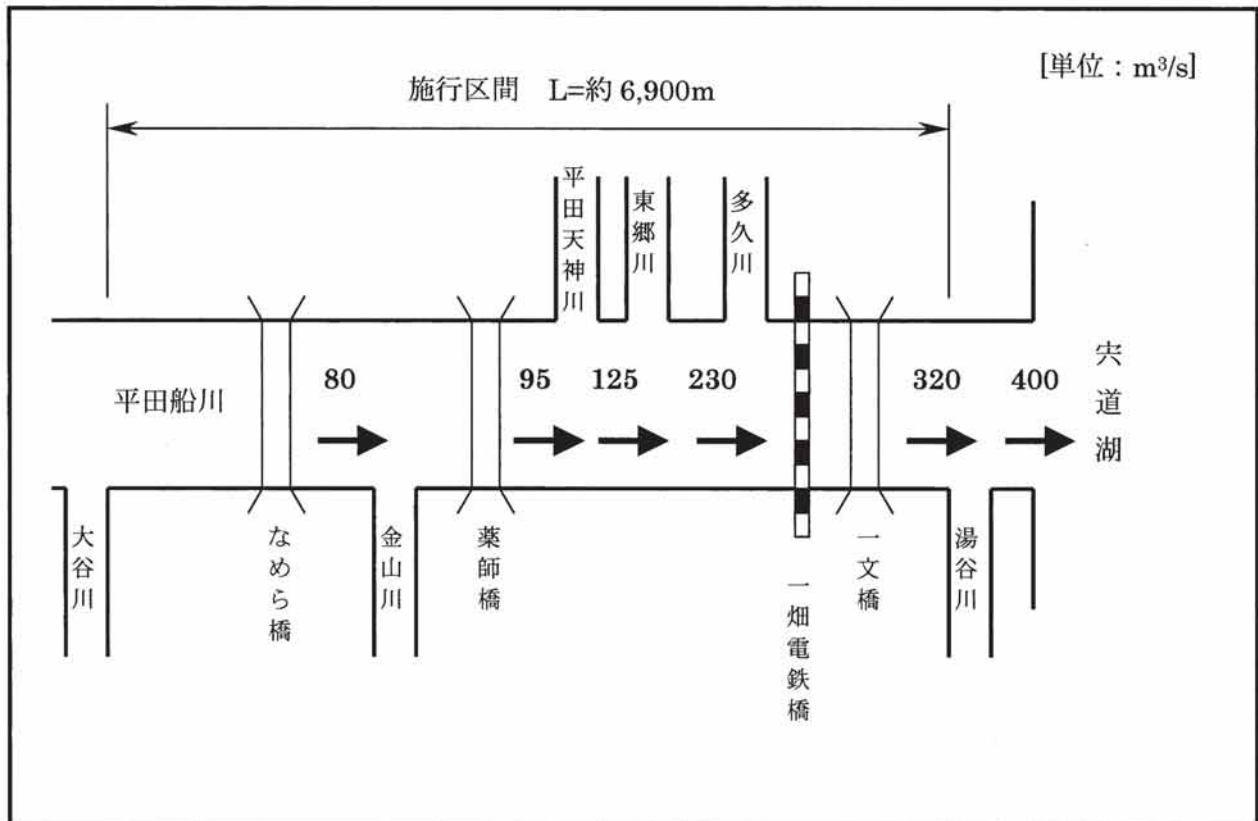


図-4.1.2(1) 流量配分図

なお、工事の実施にあたっては、動植物の生息・生育環境を保全するため、水際は魚のすみかとなる隙間を持たせる等、環境に配慮した河道改修を行うとともに、汚濁等の防止に努めます。

また、人が水辺に近づき自然と触れ易いように親水公園、広場等を整備し親水性を高め、潤いとふれあいのある水辺空間の形成を推進することにより、地域に交流、活性化の場を提供し、周辺の町並みとの調和を図りながら、歴史や文化を活かした川づくりに努めます。

平面図、縦断面図及び標準横断面図を図-4.1.2(2)～(4)に示します。

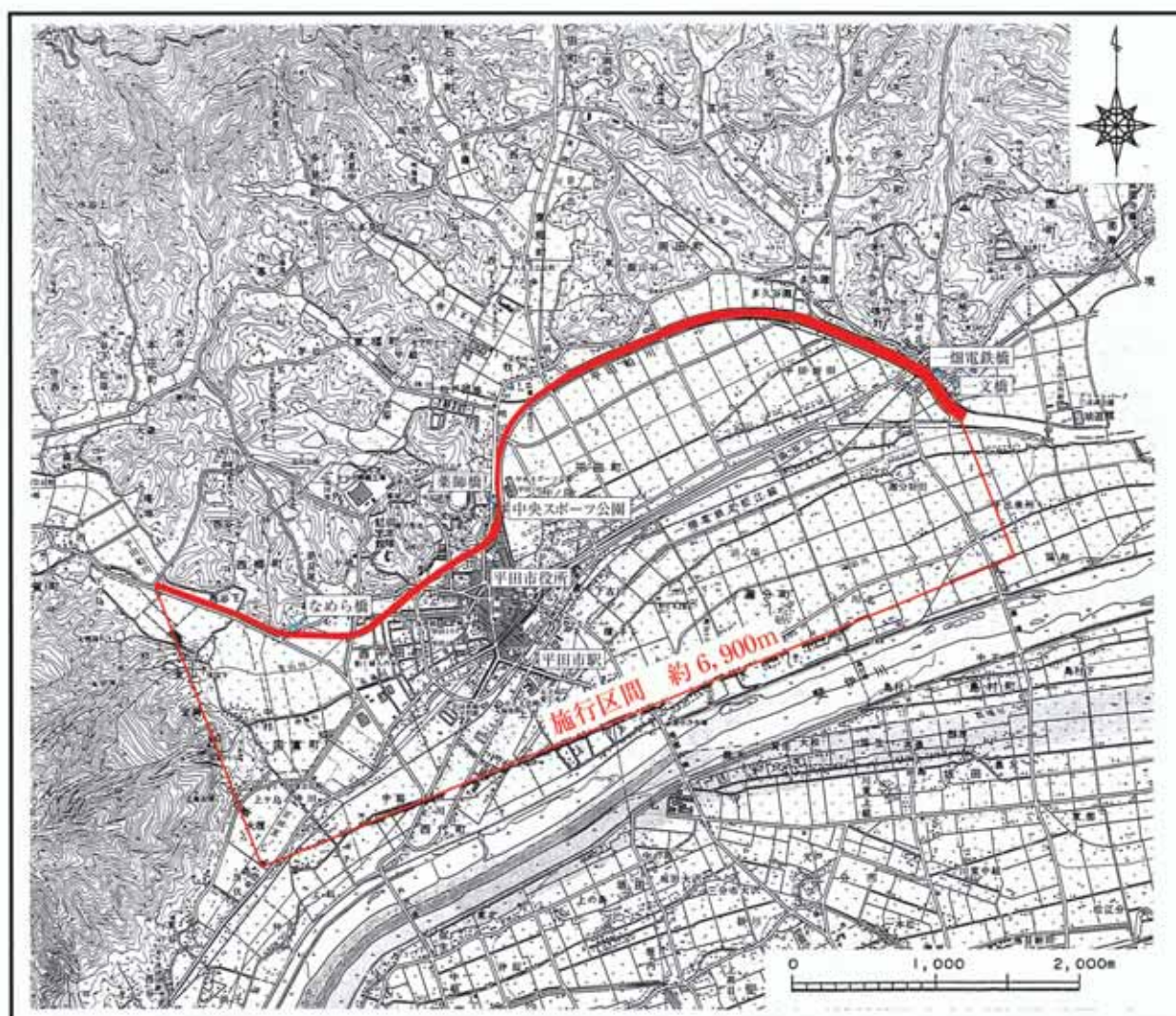


図-4.1.2(2) 平面図 (S=1/50,000)

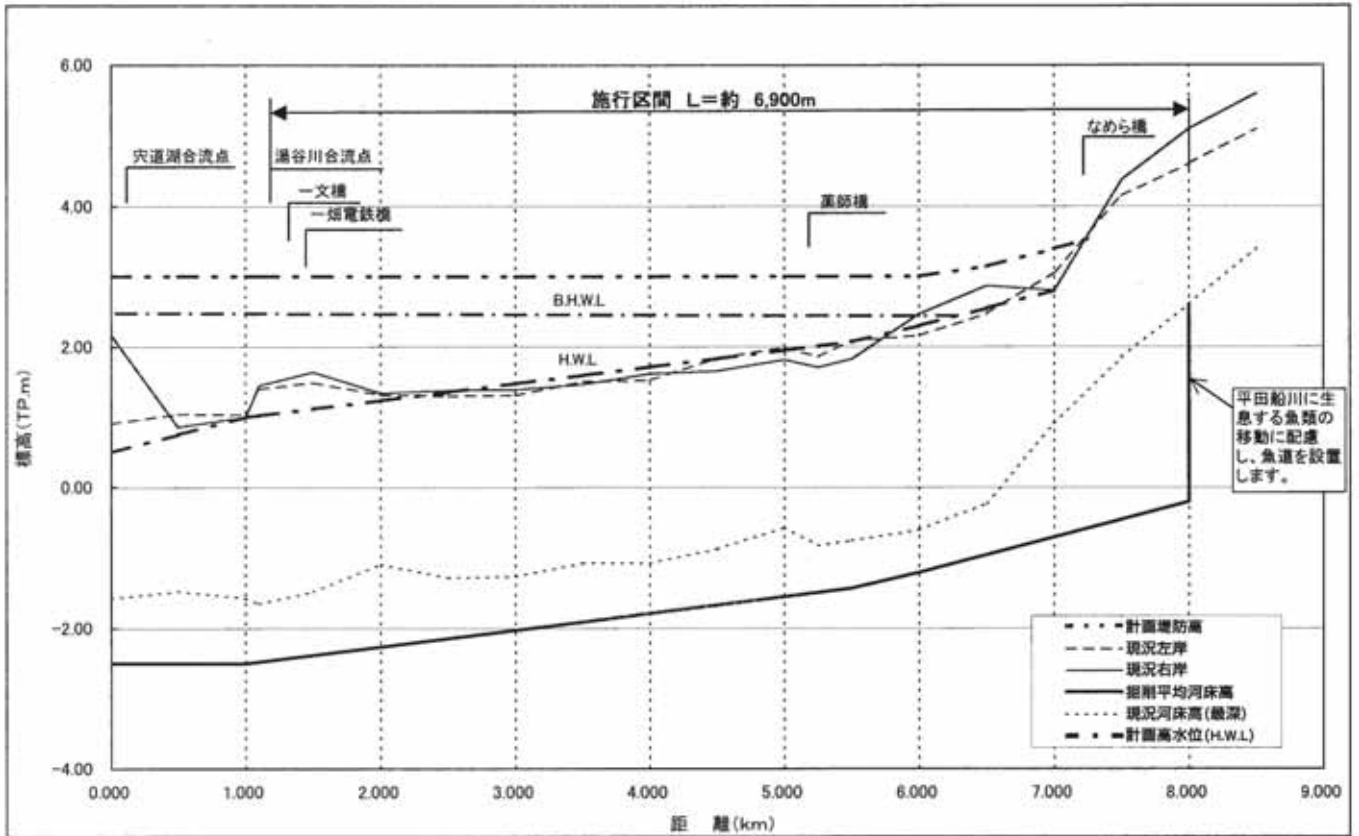


図-4.1.2(3) 縦断面図

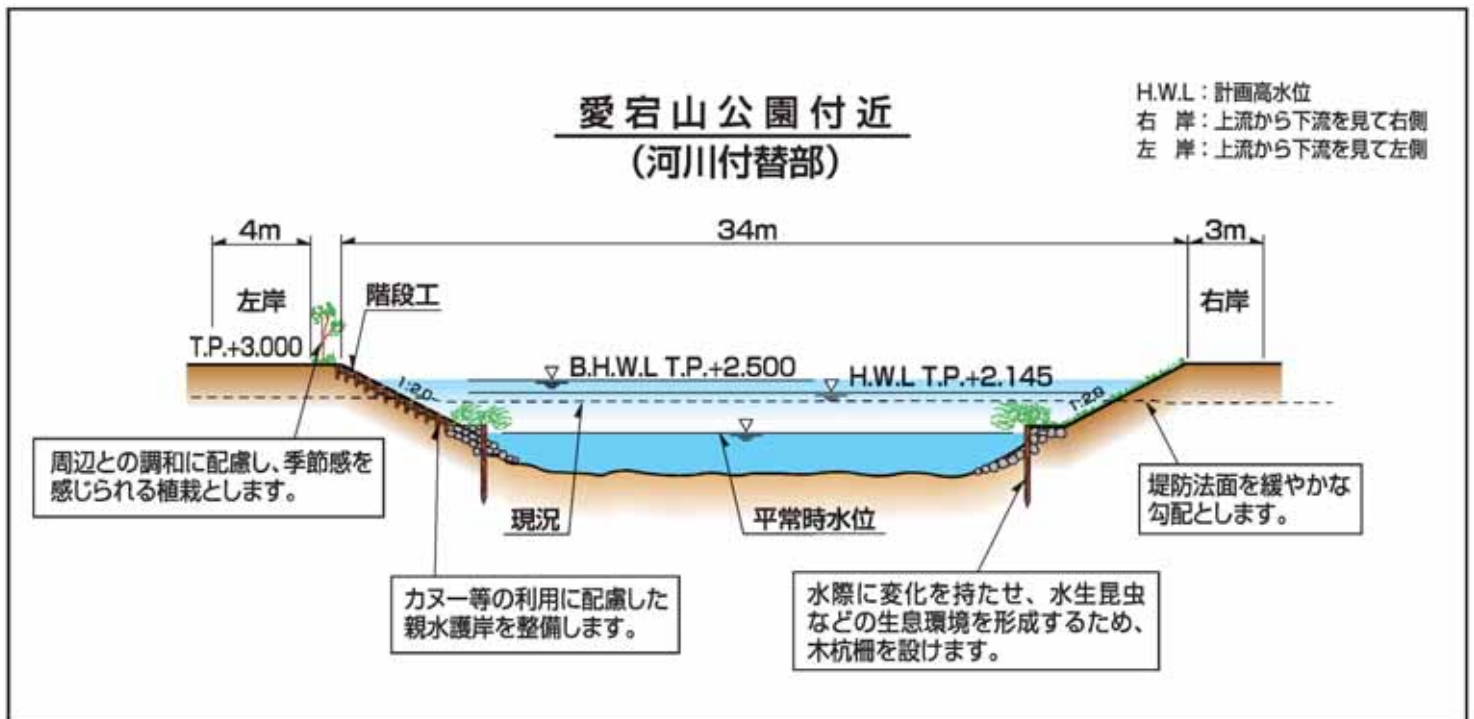


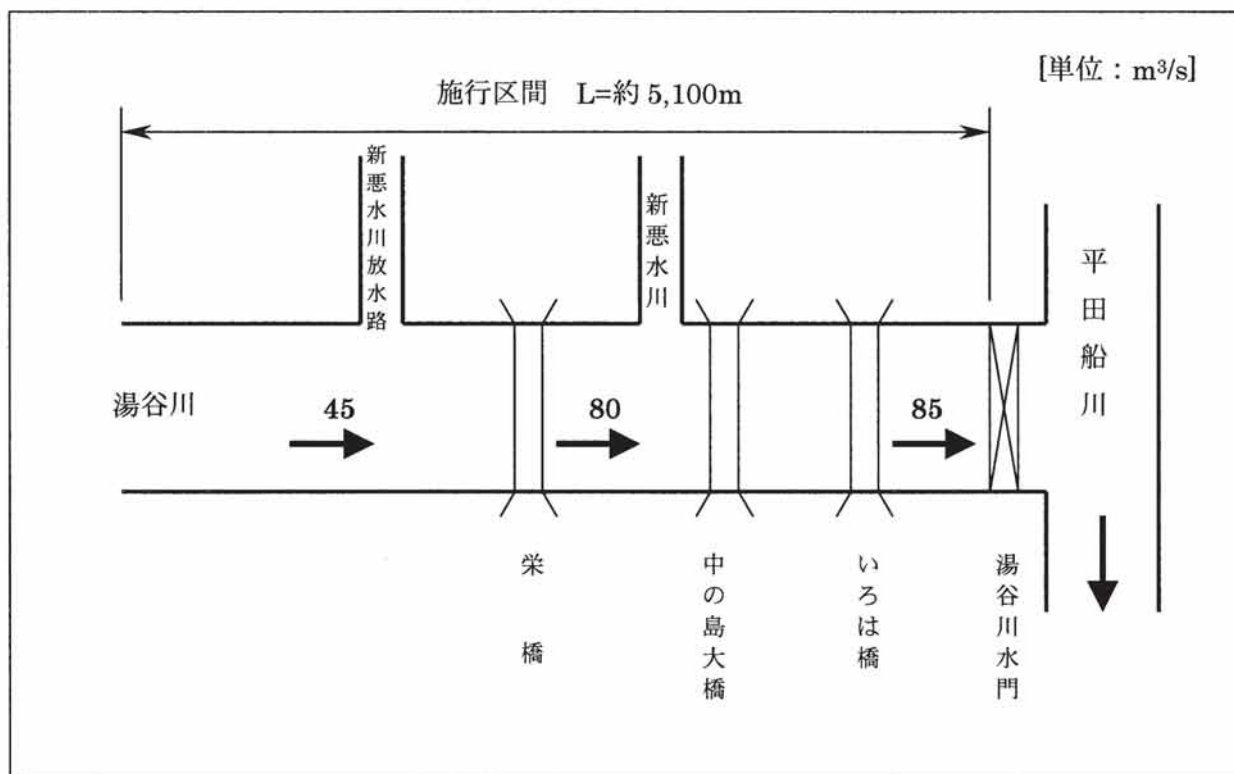
図-4.1.2(4) 標準横断面図 (S=1:300)

【4. 河川の整備の実施に関する事項】

(2) 湯谷川の河道改修

湯谷川流域は、平田市の人口・資産が集中する市街地を含むことから、本川平田船川と同様に、近年大きな被害をもたらした平成9年7月降雨を踏まえ、10年に1回程度発生する降雨（時間雨量 53mm）による洪水を安全に流下させるため、河川の拡幅、河床の掘削及び築堤をすることにより流下能力を確保し、沿川の家屋の浸水被害を防ぎます。

流量配分図を図-4.1.2(5)に示します



なお、工事の実施にあたっては、動植物の生息・生育環境を保全するため、水際は魚のすみかとなる隙間を持たせる等、環境に配慮した河道改修を行うとともに、汚濁等の防止に努めます。

また、人が水辺に近づき自然と触れ易いように親水公園、広場等を整備し親水性を高め、潤いとふれあいのある水辺空間の形成を推進することにより、地域に交流、活性化の場を提供し、周辺の町並みとの調和を図りながら、歴史や文化を活かした川づくりに努めます。

平面図、縦断面図及び標準横断面図を図-4.1.2(6)～(8)に示します。

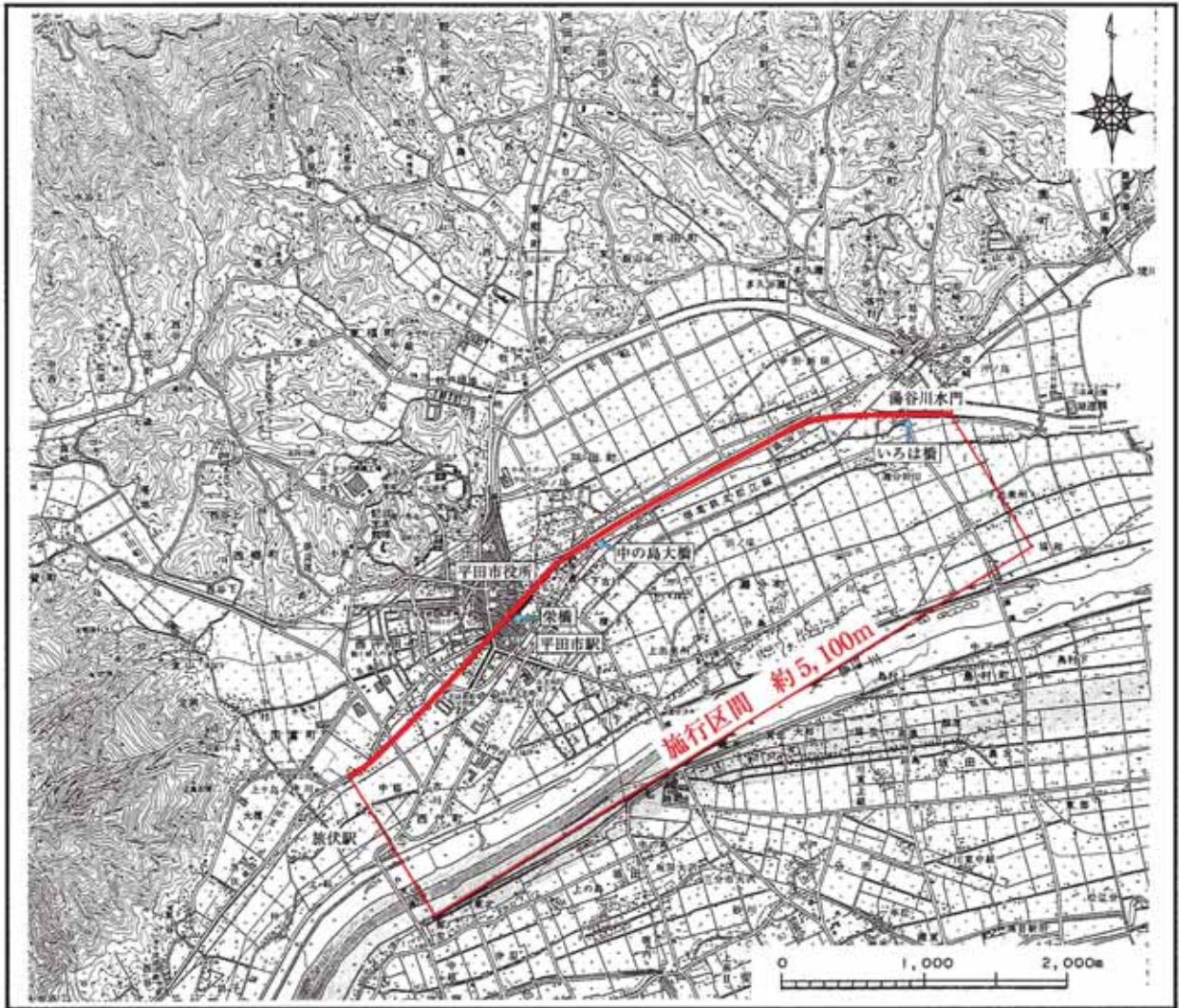


図-4.1.2(6) 平面図 (S=1/50,000)

【4. 河川の整備の実施に関する事項】

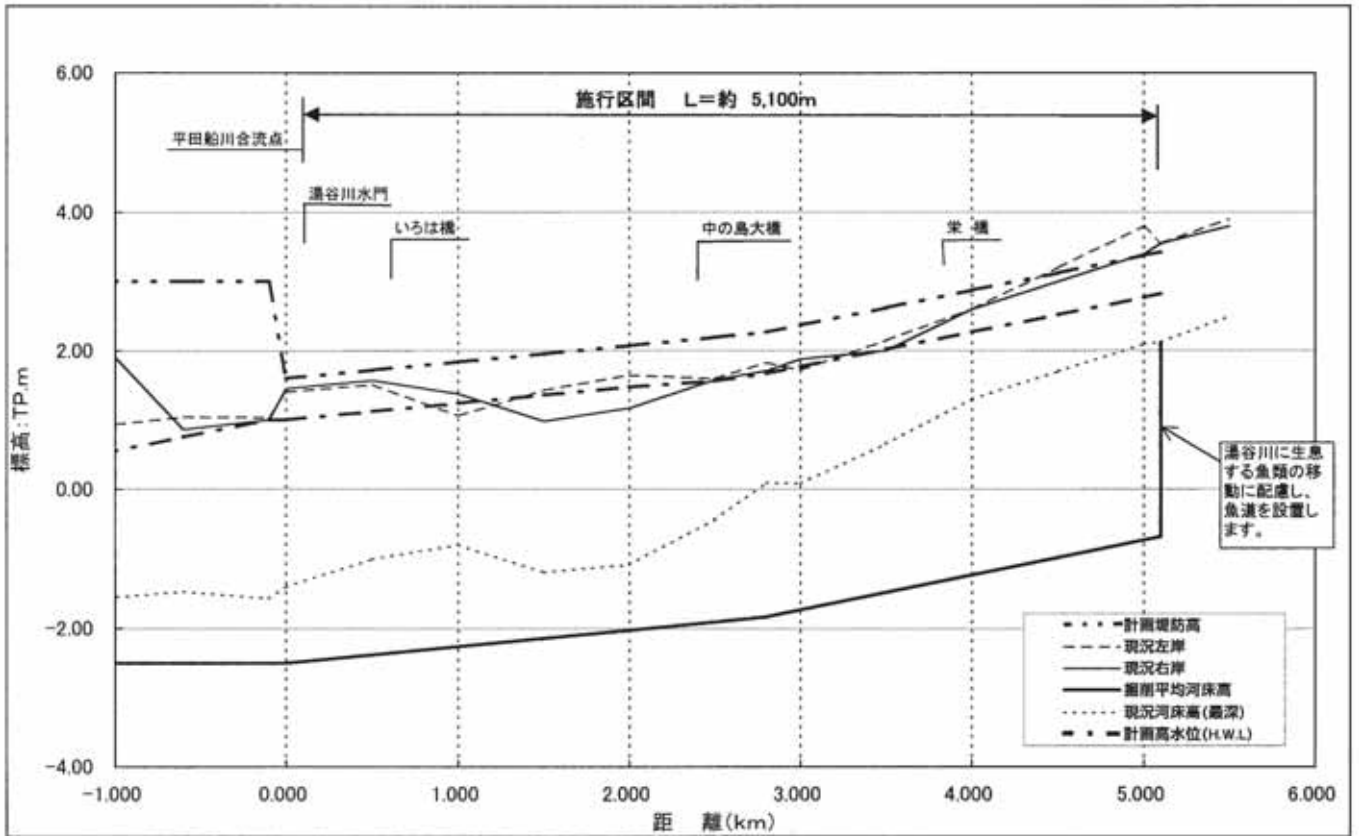


図-4.1.2(7) 縦断面図

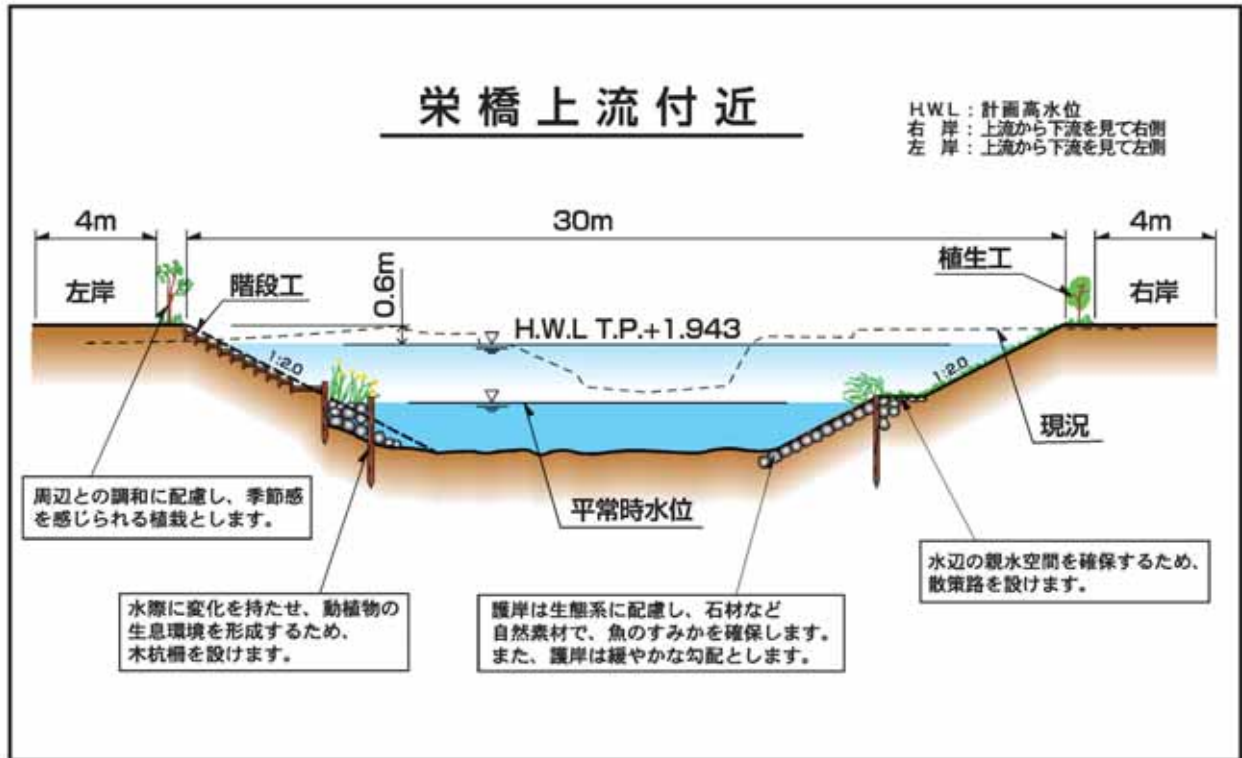


図-4.1.2(8) 標準横断面図 (S=1:250)

(3) 新悪水川放水路の河道改修

近年大きな被害をもたらした平成9年7月降雨を踏まえ、10年に1回程度発生する降雨（時間雨量 53mm）による洪水を安全に流下させるため、新悪水川の上流部に放水路を建設し、直接湯谷川へ流すことにより、沿川の家屋の浸水被害を防ぎます。

流量配分図を図-4.1.2(9)に示します

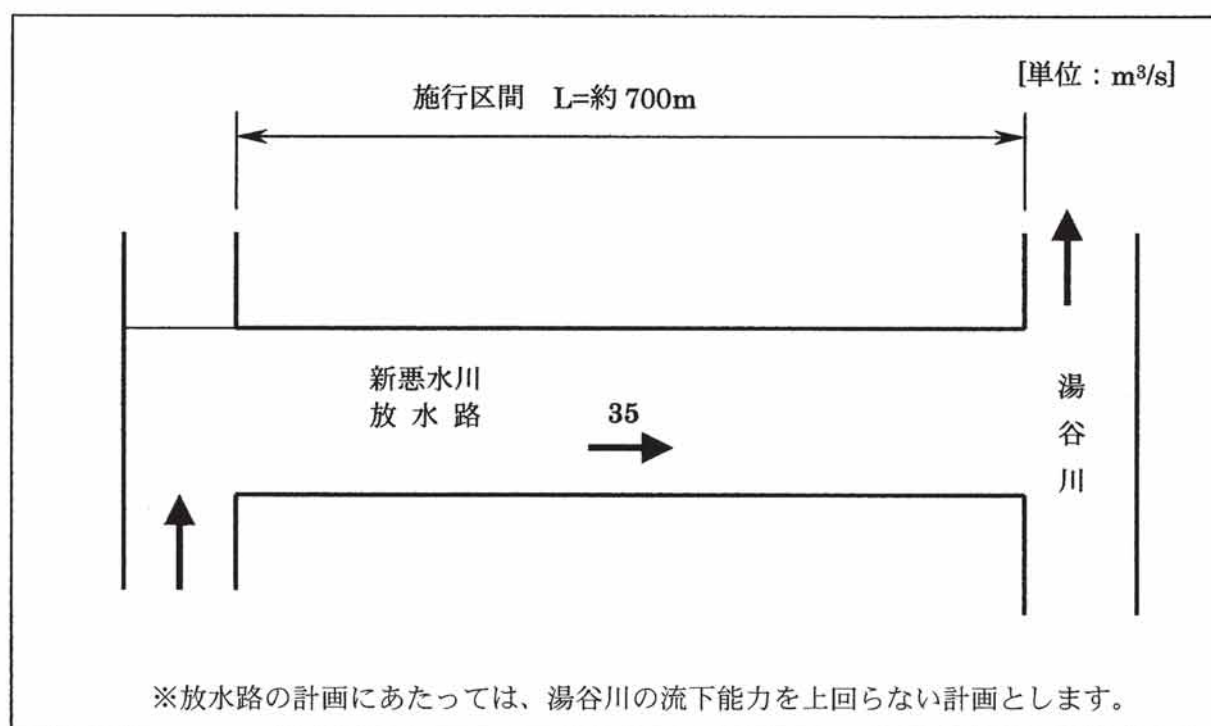
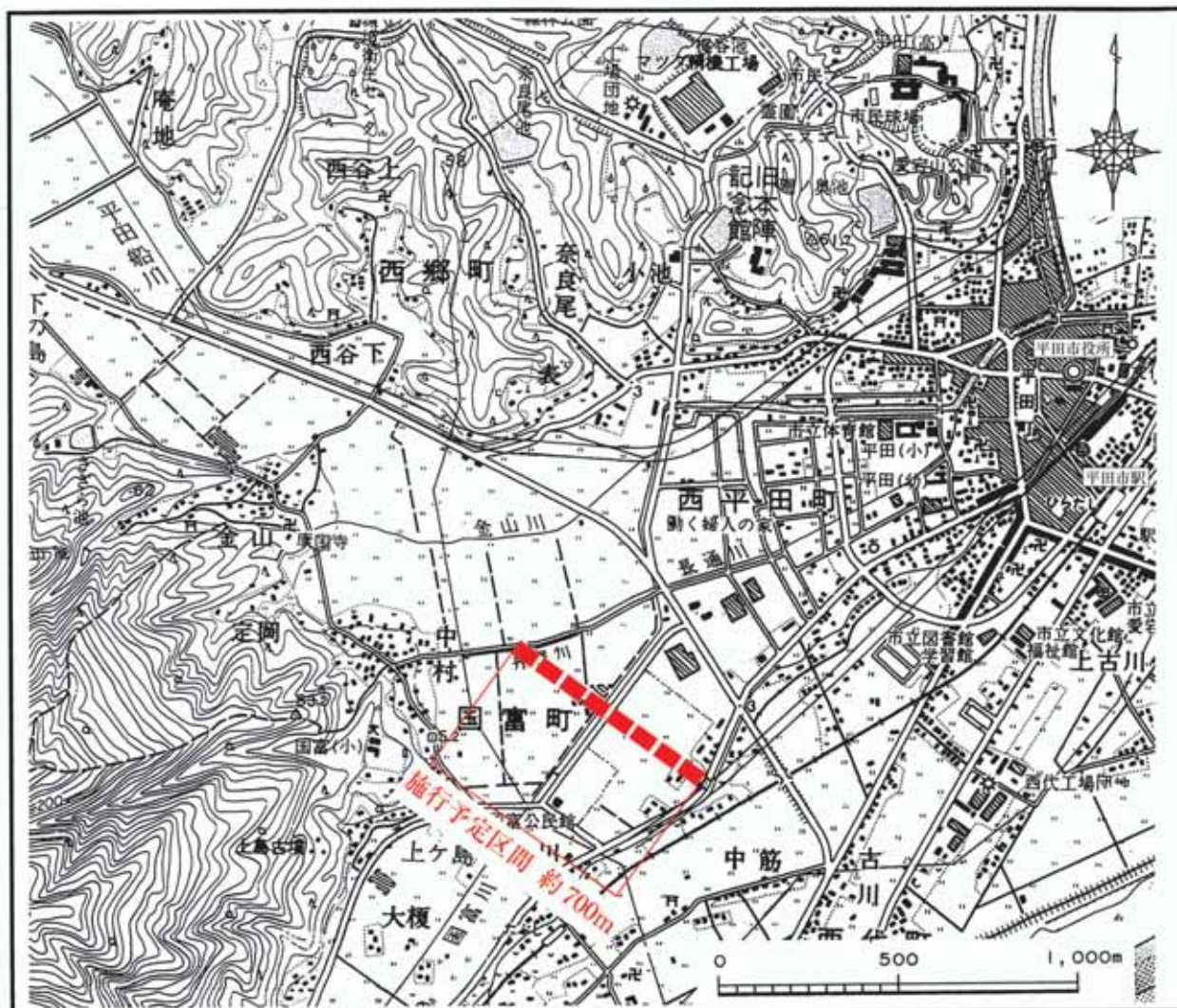


図-4.1.2(9) 流量配分図

なお、工事の実施にあたっては、動植物の生息・生育環境を保全するため、水際は魚のすみかとなる隙間を持たせる等、環境に配慮した河道改修を行うとともに、汚濁等の防止に努めます。

平面図、縦断面図及び標準横断面図を図-4.1.2(10)～(12)に示します。

【4. 河川の整備の実施に関する事項】



注) 新悪水川放水路の計画位置については、予定位置を示しています。(破線表示)

図-4.1.2(10) 平面図 (S=1/20,000)

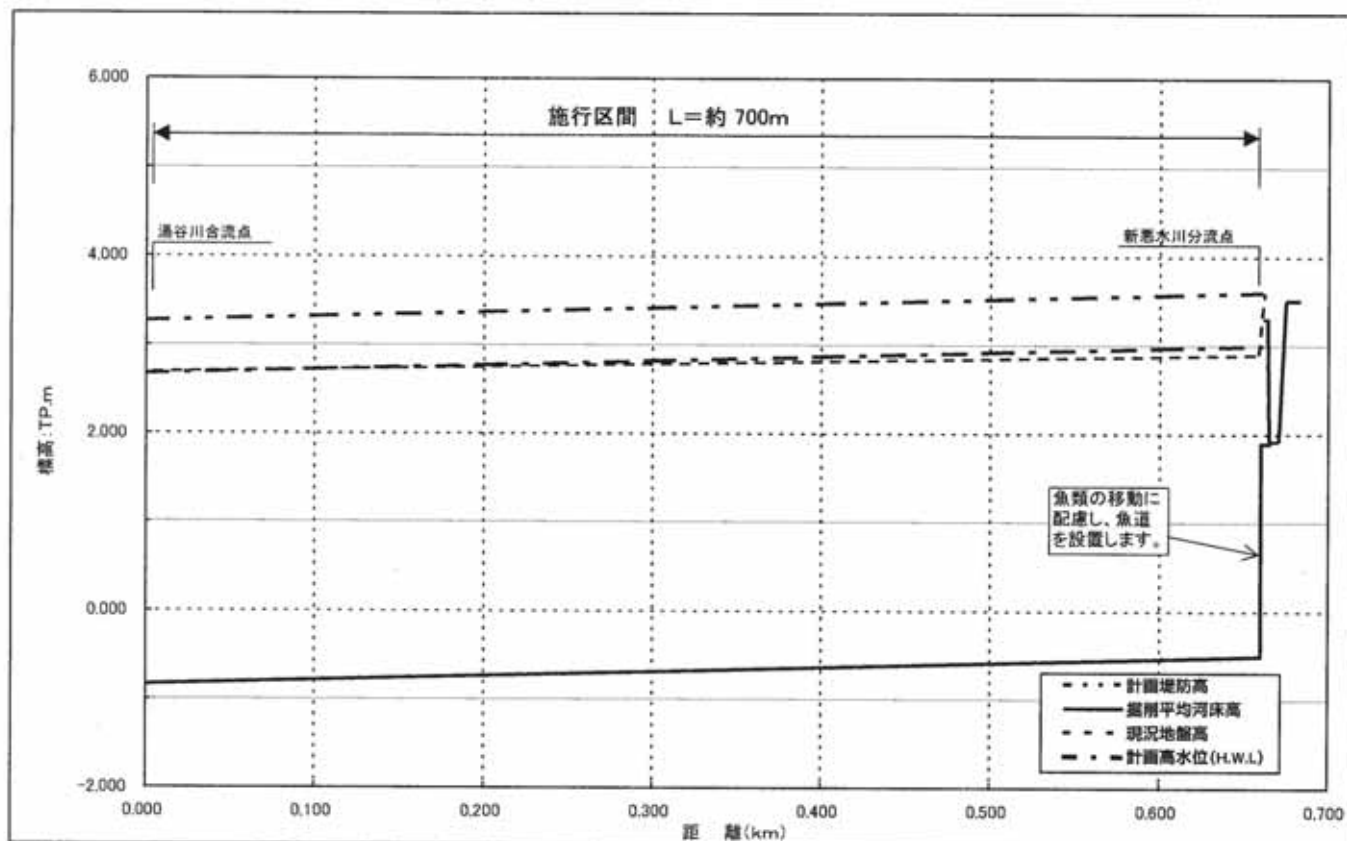


図-4.1.2(11) 縦断面図

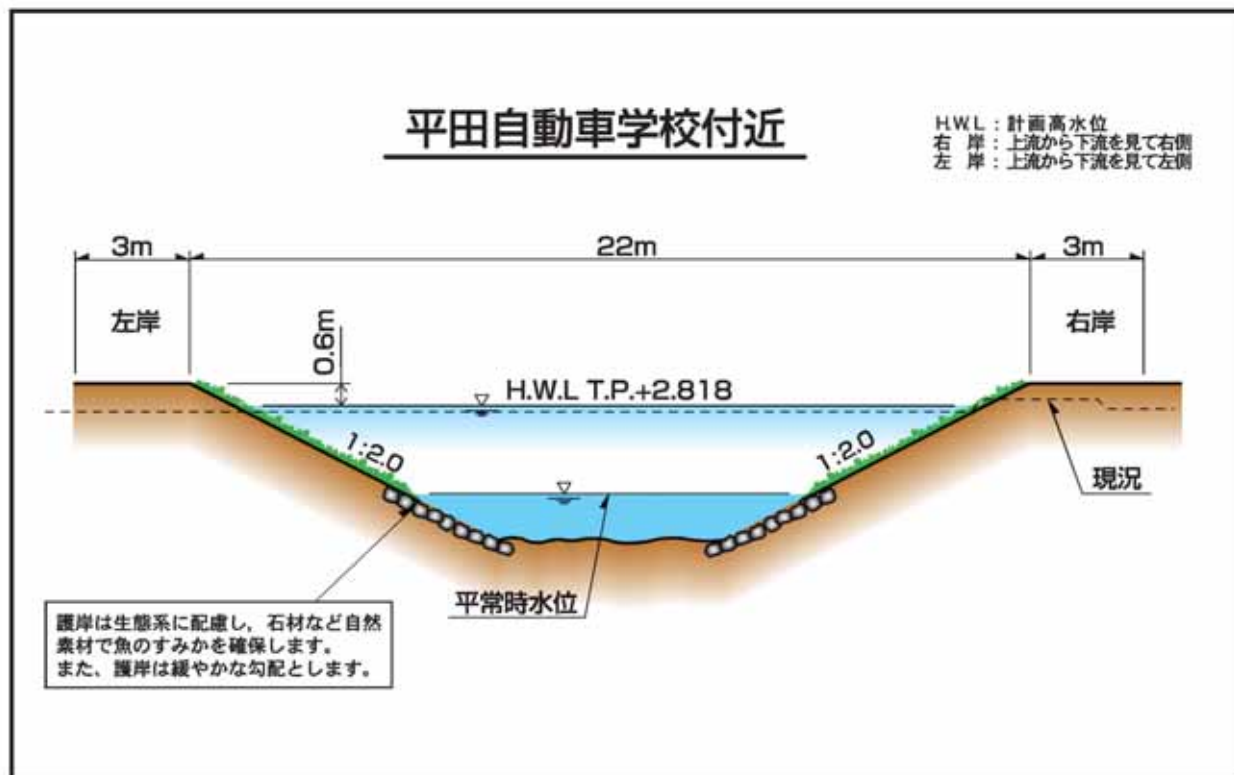


図-4.1.2(12) 標準横断面図 (S=1:200)

【4. 河川の整備の実施に関する事項】

4.2 河川の維持の目的、種類及び施行の場所

河川の維持管理は地域の特性を踏まえつつ、洪水による被害の防止、河川の適正な利用、流水の正常な機能の維持、河川環境の整備と保全等、河川の機能が維持されるよう、県が管理する河川全域において総合的に行います。

(1) 河床の維持

河床の土砂堆積が著しく洪水の流下に阻害が生じる場合は、環境面にも配慮しつつ掘削等必要な対策を講じます。また、出水等による河床の低下は、護岸等構造物の基礎が露出するなどして、危険な状態となるため早期発見に努めるとともに、河川管理上の支障となる場合は適切な維持管理を行います。

(2) 伐採、除草による維持

河川管理施設や河道の流下能力の維持、または河川環境上悪影響を及ぼす場合の対策を図るために必要な場合は、市町村と協力し立木の伐採、堤防の除草、河川内の藻刈りを実施します。

(3) 護岸、堤防の維持

護岸、堤防については法崩れ、亀裂、陥没等の異常について早期発見に努めるとともに、河川管理上の支障となる場合は適切な維持管理を行います。

(4) 河川管理施設の維持管理

河川管理施設の機能を十分に発揮させるために、河川巡視・点検を実施して状況を把握するとともに、復旧・修繕、補修・更新並びに局所的に堆積した土砂等の撤去を行います。また、洪水等において操作を行う必要がある水門・樋門、排水機場等の施設については、的確な操作が実施できるよう操作環境の改善及び操作の自動化・遠隔化を推進します。

5. 河川の整備を総合的に行うために必要なその他の事項

(1) 河川に係わる調査・研究等の推進

- ・ 継続的に水文観測、水質観測を行い、データを蓄積し、河川管理に役立てます。
- ・ 多自然型川づくりをはじめとして、河川整備の設計、施行に関しては、関係機関の協力を得ながら、学識経験者や関係分野の専門家などの意見が反映できるよう努めます。

(2) 河川情報の提供

- ・ 川に関するパンフレットの作成や各種イベントの開催、及びインターネット等により、地域に対し河川事業に関する情報を広く提供することに努めます。
- ・ 災害による被害の軽減を図るため、「島根県水防情報システム」により、県内一円に配置した観測局で雨量・水位やダム諸量などのデータをリアルタイムで収集、管理するとともに、「島根県河川情報システム」を通じて、市町村をはじめ流域の方々に河川に関する情報を提供します。

(3) 地域や関係機関との連携

- ・ インターネット等で河川に関する自由な意見を募ることにより、地域の意見を反映した河川整備に努めます。
- ・ 地域住民に親しめる川づくりを進めるため、河川に関する広報活動や河川愛護活動の普及に努めます。また、草刈り・清掃等の河川愛護活動の支援も行います。
- ・ 水質事故が発生した場合は、事故状況の把握、関係機関への連絡、河川や水質の監視、事故処理等を原因者及び関係機関と協力して行います。
- ・ 適正な河川管理を図るため、遊漁船及び漁船の係留等により、治水上、河川利用上及び景観等の河川環境上の支障が生じる場合は、関係機関と連携して調整を図ります。
- ・ 流域の視点に立った適正な河川管理を行うため、管理上影響を及ぼす開発行為については、必要に応じて関係機関と連携して流出抑制対策等について調整を図ります。
- ・ 治水上の安全性を保持するため、取水堰等の許可工作物で、河川管理上の支障となるものについては、施設管理者と調整して適切な管理に努めます。また、施設の新築や改築に当たっては、施設管理者に対して治水上の影響を考慮の上、環境の保全にも配慮するよう指導します。兼用工作物についても管理者間で調整し、適切な管理に努めます。
- ・ 洪水氾濫の恐れがある場合や発生時には、それに対応するため水防関係機関と密接な連絡を保つとともに、水防活動を支援します。また、異常渇水時には河川情報を関係機関や地域住民に提供し、円滑な渇水調整に努めます。

「本書に掲載した下表の地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の2万5千分1地形図を複製したものである。(承認番号 平16 中腹 第186号)」

承認図面一覧表

ページ	図番	タイトル
9	図-4.1.1	施行位置図
11	図-4.1.2(2)	平面図
14	図-4.1.2(6)	平面図
17	図-4.1.2(10)	平面図

(参考)

決定および改定の経過			
区分	事項	年月日	備考
決定	決定	H16.12.24	
	施行	H16.12.24	

